

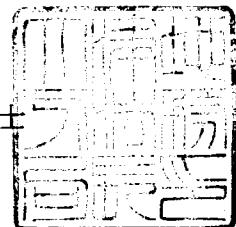


総 庶 第 1 0 1 号
平成 22 年 2 月 1 9 日

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

宮 部 龍 彦 様

大津地方法務局長 阿津川 喜代士



平成 21 年 12 月 21 日付け受付第 2 号で開示請求のあった保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示 部分開示）

大津地方法務局がインターネット上の掲示板「鳥取ループ」の管理者あてに削除要請した人権侵犯事件記録一式

2 不開示とした部分とその理由

- (1) 本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件の調査処理に関する職員間の協議・検討の内容が含まれているところ、内部的な協議・検討の過程において出された意見・評価等が開示されることとなると、職員らが率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法第 14 条第 7 号柱書の不開示情報に該当する。
- (2) 本件開示請求に係る保有個人情報には、法人その他の団体に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが含まれており、当該情報は、法第 14 条第 3 号イに該当するとともに、これらの情報が開示されることとなれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけではなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法第 14 条第 7 号柱書の不開示情報に該当する。
- (3) 本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容を推認させる情報が含まれているところ、これらの情報が開示されることとなれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけではなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法第 14 条第 7 号柱書の不開示情報に該当する。

- (4) 本件開示請求に係る保有個人情報には、大津地方法務局が調査の過程で収集した特定の地域が標題とともに多数掲げられたものが含まれている。これらの情報が開示されると、その標題とあいまって、それらの地域の居住者、出身者等の不特定多数の者に対する不当な差別的取扱いを生ずるおそれがあり、法務省の人権擁護機関による実効的な人権啓発活動を困難ならしめ、国民の権利擁護の実現を危うくし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法第14条第7号柱書の不開示情報に該当する。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、大津地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的 人権擁護関係業務の処理に利用するため。

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等により開示を実施できますが、送付先は、保有個人情報開示請求書に記載された請求者の住所あたりになります（＜実施の方法＞ 写しの送付）。

なお、下表に記載した方法のうち保有個人情報開示請求書において希望された開示実施方法と異なる方法、(2)に記載した日時のうち都合のよい日を選択することもできます。この場合には、希望する開示実施の方法等を選択して申し出てください。

開示の実施の方法	
①事務所における開示	閲覧、複写機により複写したもののが交付
②写しの送付の方法	準備に要する日数7日、送付に要する費用240円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

期間：2月25日から3月31日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：午前8時30分から午後5時15分まで

場所：大津地方法務局総務課

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料（見込額）：通常郵便物（定形外郵便物）250gまで240円

* 担当課等

〒520-8516

大津市御陵町3番6号

大津地方法務局総務課 庶務係

Tel 077-522-4671 (代表)

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「*担当課等」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は郵送料（郵便切手）が必要となります。

2 決定に対する不服申立て等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、本件通知書の「2不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 担当課等

開示の実施方法等、不服申立ての方法等についてご不明な点がありましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。